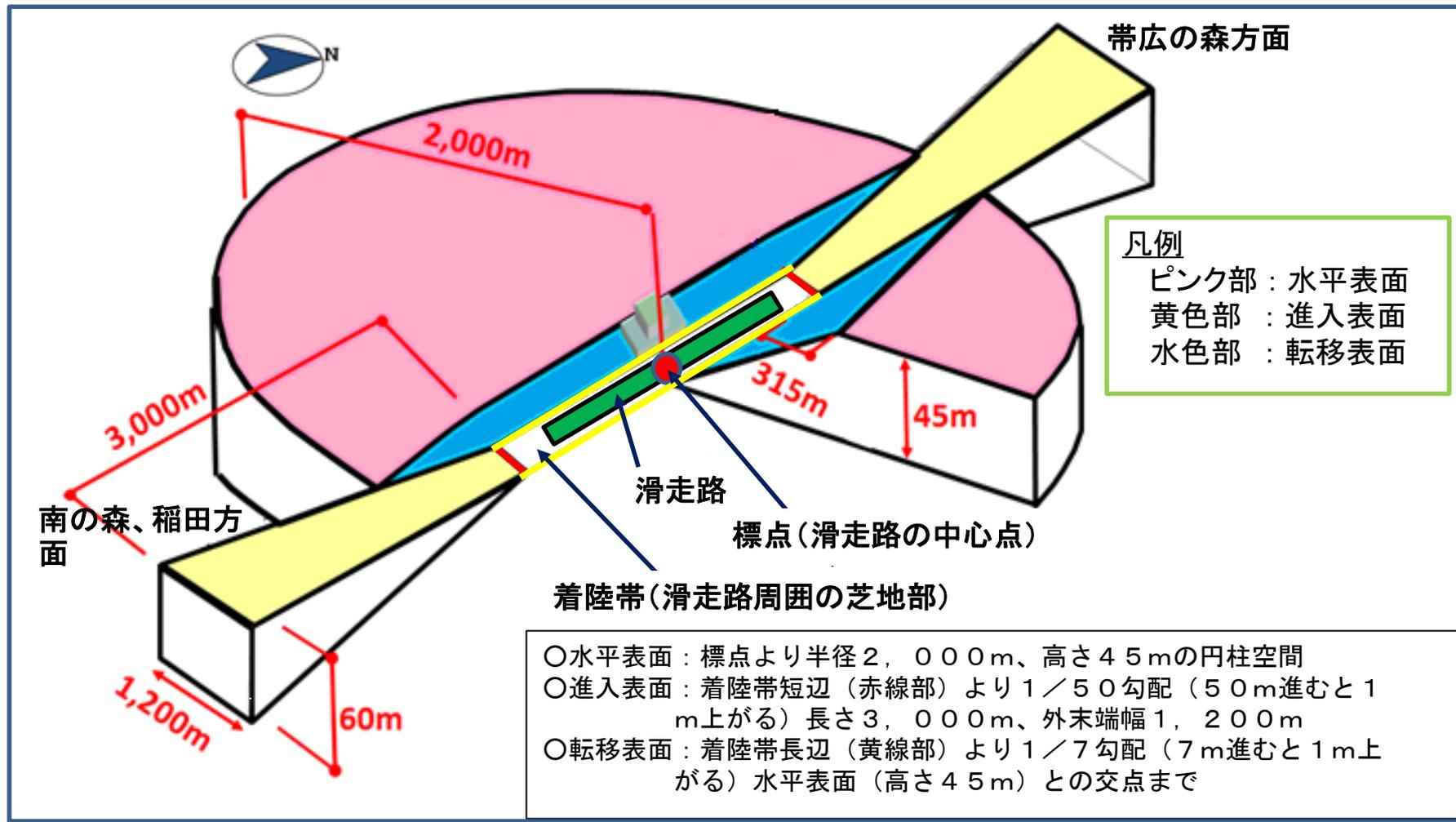


十勝飛行場の制限空間について

十勝飛行場は、航空法第40条（昭和56年1月22日告示）により、下図の空間で高さが制限されております。



制限空間内で建物や付帯する設備（アンテナ、ソーラーパネル等）の使用及び設置、クレーン等を使用する際は、帯広駐屯地業務隊管理科まで問合せください。

TEL (0155) 48-5121 内線2424